

刊行にあたって

平成12年度に開始された我が国の介護保険制度は、3年ごとに改正されており、令和6年度の制度改正は、介護情報基盤の整備、介護サービス事業者の財務状況等の見える化、介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務、看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化、地域包括支援センターの体制整備などを主な内容としており、介護現場で働かれている方々の処遇改善加算率の引上げ等に係る介護報酬改定も実施されています。

東京都では、新たに、令和8年度までを対象に「第9期東京都高齢者保健福祉計画」が策定され、今年度から実施されております。本計画では、「地域で支え合いながら、高齢者がいきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる」ことを理念とし、「介護サービス基盤の整備と円滑・適正な制度運営」をはじめとする7つの重点分野が掲げられています。

これらの動きも踏まえて、本会では、第3次経営計画を1年前倒しで刷新し、本年2月に、次の時代を見据えた新たな「TKR-Vision ～組織成長戦略～」を策定し、保険制度への貢献などの方針の下、様々な目標に向け、戦略を立てて取り組みを開始しており、介護保険事業におきましては、介護給付適正化事業の支援内容の拡大などに取り組んでいます。

制度改正や社会情勢の変化などに伴って、介護サービスに対するニーズや苦情が少しずつ変化しているとともに、最近の介護サービスに関する苦情・相談の状況を見ると、重度の要介護者の増加などを背景に、事業者だけでは対応が困難な事例も増えてきているところです。

このため、昨年度は「事例から学ぶ介護サービスの苦情対応について」を特集のテーマとしましたが、今年度は、事前に取り得る対策の検討の際の参考としていただけるよう、「介護事業所・施設における事故防止・リスクマネジメント」をテーマとして、特集を組んでいます。

これまで介護サービス事業にも大きな影響を与えてきた新型コロナウイルス感染症については、昨年5月、感染症予防法での区分が変更されましたが、新しい感染症の流行への懸念が報道されており、引き続き感染症への注意が必要になっています。

今後も、介護保険制度が真に利用者の立場に立って運用され、高齢者が地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、「苦情相談白書」を介護サービスに携わる関係者の皆様にご活用いただければ幸いです。

最後に、刊行にあたり、ご尽力いただきました関係者の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和6年10月

東京都国民健康保険団体連合会
理事長 佐藤 広